

茨城県立霞ヶ浦聾学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめ防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止や解決をするため、「茨城県立霞ヶ浦聾学校いじめ防止基本方針（以下「霞聾の基本方針」という。）を平成27年度に策定し取り組んでおります。

本校は、聴覚障害教育の専門機関としての立場を踏まえ、今までの教育実践の上にさらに人権教育の理念に基づいた教育実践を積み上げてまいります。

自分の障害について学び、自己理解・他者理解を深めながら他者を排除せず、他者と協力する態度、偏見や差別を認めない公正・公平な心を子どもたちに培いたいと考えます。

今後、この「茨城県立霞ヶ浦聾学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他の関係者と協力して、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に真摯に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年4月

茨城県立霞ヶ浦聾学校長 鈴木 広美

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

人はすべてかけがえのない存在として尊重されるという基本的人権に基づき、障害のあるなしに関わらず、一人一人のちがいを大切に受け止め、他者と共に生きていく社会を目指す特別支援教育の理念は、いじめ防止及び撲滅に向けての手立てに十分に应えるものである。本校では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、積極的に自立・社会参加できる人間を育てるために、従来から「分かる授業づくり」や専門教育機関として「聴覚障害教育のセンター的機能の充実」等に取り組んできた。その実践に加え、私たち教職員は、乳幼児から思春期までの子どもを見つめる目を養い、子ども相互の育ち合いを信じて、子どもをとりまく環境（家庭・地域等）に働きかけながら、保護者と共に子どもの社会性を培い自立への成長を促すことがいじめ防止等のための対策であるとする。それはすなわち、本校の教育活動の充実・発展の理念と一致するものである。

(2) いじめの定義

幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響

を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

（３）いじめの禁止

法第４条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

（４）教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の５点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの子どもにも起こりうる。また、いじめはどの子どもも被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に行動を把握する。

イ 日頃のいじめ防止の研修等で、何がいじめなのかを具体的に提示することによって、教職員がいじめは何かについて常に意識し、幼児児童生徒の指導をする。

ウ いじめの未然防止のために、児童生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知し、教職員間で共有する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的にいじめを受けた子どもを守り、いじめを起こした子どもには毅然とした態度で指導をする。

（５）目標

いじめ防止等については、以下の５つの徹底を図ることを本校の取組目標とする。

ア 未然防止への取組の徹底

イ 早期発見への取組の徹底

ウ 早期解消への取組の徹底

エ 関係機関との連携の徹底

オ 教職員研修の充実の徹底

２ 「霞ヶ浦聾学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめを未然に防止するため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（１）会議は次のもので構成する。

校長・教頭・教務主任・部主事・相談支援部長・生徒支援部長・養護教諭・その他校長が必要と認める者

（２）上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

（３）校長は会議を総理し、会議を代表する。

（４）会議は次にあげる事務を所掌する。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること

イ いじめの早期発見のための調査等に関すること

- ウ いじめ事案の確認とその対応に関すること
- エ いじめ問題の具体的な対処に関すること
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること
- キ 子ども向けの研修や情報モラル教育に関すること

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの早期発見に努め、迅速な対応ができるようにする。

いじめの未然防止のため、幼児児童生徒のささいな兆候や問題行動についての情報を共有する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) 未然防止

本校の基本理念に基づき、いじめそのものに向かわない心を育てることに力を注ぐために、全ての教育活動を通して以下のことを実践する。

ア 授業、学級活動

(ア) 道徳や自立活動での「障害認識の学習」を通して、自己理解・他者理解を深め、いじめに向かわない人間関係・環境づくりができるように年間計画の中に位置づける。

(イ) 子どもが、自分や友だちの存在はかけがえのないものであると思える「自尊感情」と、日常生活の中で困難な状況に出会った時や失敗した時に「立ち直る力」を、人が生きていく上での大切な特性と捉え、この力を育む。

(ウ) 教師対子どもまたは子ども相互のコミュニケーション活動を、様々な学習場面で生かし、言語指導の側面からだけでなく、子ども相互の心の育ち合いの場として捉え支援していく。

イ 生徒会活動、学校行事、部活動、PTA活動、交流教育及び共同学習

子ども自身による活動を支援し、自ら「いじめをしない・させない」意識を高める。また、体験活動や交流及び共同学習等を通して、他者と共に生きていこうとする態度を養う。

(ア) 学校行事、特別活動（生徒会活動・部活動等）を子どもが主体的に取り組める活動と捉え、ゆとりをもって支援していく。

(イ) 本校が少人数学級であることを考慮し、学部や学年を越えた多様な集団活動（異年齢集団等）での活動を推進し、ルールを守ることや他者の気持ちや行動に対して共感的理解を示すことができるような体験を促す。

(ウ) 目標をもって努力を継続することや仲間と協力することの大切さを学ぶと共

に、忍耐力や達成感を味わえるように働きかける。

(エ) 保護者が参加しやすいPTA活動等を提案し、授業参観や個別面談以外でも気軽に学校に来られるような雰囲気を作り、協力・連携して子どもを見守る。

(オ) 地域（本郷小学校・朝日中学校・うら谷津・牛久警察署など）との連携を積極的に進め、聴覚障害教育の専門性と本校の取り組みの啓発に努める。

ウ 家庭

子どもは家庭に代表される環境に大きく影響を受ける存在であることから、見えにくい子どもの置かれている状況にも常に配慮する。

エ 職場環境

教職員は授業研究会や研修、学校行事等で、信頼関係を構築・発展させ、開かれた教育現場を実現する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるという共通認識をもち、すべての教育活動を通じて、子どもの表情・行動・言動等の観察をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から子どもへ個別に言葉かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査等

いじめに関するアンケート調査を子ども及び保護者対象に年2回（7月と1月及び必要に応じて）実施し、早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみではなく、学校外で起こったいじめも記入できるようにする。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入できるようにする。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

いじめに関する調査だけでなく、子どもの発達の課題や思春期の心の問題なども考慮し、子どもの心理面の実態把握と教育実践後の評価につなげるため、心理検査や聴き取り調査等を必要に応じて実施する。

イ 保護者との連携

学校での子どもの様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも子どもの変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。また、保護者用のアンケート調査等を活用し、家庭と連携して子どもを見守り、健やかな成長を支援していく。

ウ 相談体制

いじめに係る相談については、保健室等の利用とともに、関係機関の電話相談やメールによる相談など、複数の相談窓口があることを子どもや保護者へ周知す

る。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかにいじめを受けた子どもの安全を確保するとともに「いじめ防止対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア いじめを受けた子どもの保護

いじめの行為を確認した場合、いじめを受けた子どもを守り通すことを第一とし、全職員が協力していじめを受けた子どもの心のケアに努める。

また、いじめを受けた子どもの保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

いじめを受けた子ども、いじめを起こした子ども及び周辺の子どもの十分に話を聴き、いじめの事実や実態把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。

ウ いじめを起こした子どもへの対応

いじめを起こした子どもに対しては、いじめをやめさせ、毅然とした態度で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、子どもの人格の成長に主眼をおいた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、いじめを起こした子どもの保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、いじめを受けた子どもやその保護者への対応に関して必要な助言を行う。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

子どもがインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。

インターネット上に子どもを中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保存し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛てに行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

オ 重大事態の調査と報告（詳細は6に記載する）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速や

かに調査する。

その調査結果については、県教育委員会を通じて知事へ報告する。知事が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

4 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会において、いじめを起こした子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応策を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである。その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、子どもの家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかにいじめを受けた子どもといじめを起こした子どもそれぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における子どもの状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけでは問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、病院、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめを受けている子どもの生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、子どもが在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する子どもが複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と、教職員の資質の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修を実施する。

また、教職員は、子どもの言語力や教科指導の成果のみにとらわれることなく、子どもの話を「聴く」ことに力を注ぎ、資質向上のために研修を行う。また、いじめは深く人権にかかわる問題であるにとらえ、人権教育に関する研修も行う。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等や子どもを発達的に捉えるための実践的な内容をもった校内研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践的向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

子どもがいじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑がある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) いじめを受けた子どもの保護

いじめを受けた子どもの生命又は身体の安全を確保するとともに、いじめを報告・連絡・相談した子どもを守るための措置を講ずる。

(4) いじめを起こした子どもへの対応

いじめを起こした子どもに対しては、毅然とした態度でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、反省と改善に向かうようにする。さらに、いじめを繰り返

さないよう指導・支援を計画的に継続して行う。

(5) 調査結果報告

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた子どもと保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 知事への報告

調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめを受けた子どもに対しては、共感的理解をもって対応し、継続的な心のケア等落ち着いて、安心して学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に關しての支援等を行う。

いじめを起こした子どもに対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発防止に努める。

当該事案が他の子どもの不安や心配等心理面へ与える影響を考え、専門家のアドバイスなどを取り入れながら、傍観者にならない、いじめを受けた子どもへ寄り添う気持ちをもつなど、再発防止への指導及び安心安全な環境整備を行う。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの防止等に関する評価基準を本校の学校評価項目（生徒支援部）に加え、本校のいじめ問題対応の取組を適正に評価する。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。